## ○上郡町変動型最低制限価格制度取扱要綱

平成20年3月28日 告示第41号

(趣旨)

第1条 この要綱は、町が発注する建設工事等において、極端な低入札価格による受注を防止するため、上郡町財務規則(昭和50年規則第7号)第76条の規定に基づき、最低制限価格を設定するにあたり、変動型最低制限価格制度(以下「当制度」という。)について、必要な事項を定めるものとする。(適用範囲)

第2条 当制度の適用範囲は、予定価格が130万円を超える一般競争入札又は指 名競争入札に付する建設工事について適用する。ただし、入札事務担当課以 外で執行する競争入札及び町長が必要と認める場合においては、この限りで ない。

(最低制限価格の算定方法)

- 第3条 当制度における最低制限価格は、当該入札における有効な入札参加者が4者以上の場合、有効な全入札価格を平均した価格に3分の2を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)未満の入札価格を除く有効な全入札価格を平均した価格に10分の9を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。
- 2 有効な入札参加者が3者以下の場合は、予定価格に3分の2を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(適用方法)

第4条 最低制限価格の適用方法は、最低制限価格以上の最低価格入札者をもって落札者とする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

- この告示は、平成20年4月1日から施行する。 附 則 (平成29年6月1日告示第43号)
- この告示は、平成29年7月1日から施行する。 附 則 (令和元年11月25日告示第100号)
- この告示は、令和元年11月25日から施行する。
- この告示は、令和2年10月1日から施行する。

附 則(令和2年9月1日告示第70号)